注記

- 1 重要な会計方針
- (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有形固定資産…………取得原価 ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……再調達原価 ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
 - イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……・・・取得原価

取得原価が不明なもの………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産…… 取得原価 ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。 取得原価が判明しているもの…… 取得原価 取得原価が不明なもの…… 再調達原価

- (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法
 - ① 満期保有目的有価証券…………該当事項なし
 - ② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………該当事項なし

イ 市場価格のないもの…………該当事項なし

- ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの

会計年度末における市場価格 (売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの

出資金額

- (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 該当事項なし
- (4) 有形固定資産等の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除きます。)…定額法なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 7年~50年

工作物 5 年 \sim 75 年

物品 $2 年 \sim 30 年$

② 無形固定資産(リース資産を除きます。)…定額法

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間 (5年) に基づく定額法に よっています。)

- ③ リース資産
 - ア) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により、経済的使用 可能予測期間を耐用年数とする定額法
 - イ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徵収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を 計上しています。

③ 退職手当引当金

組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引及び所有権移転外ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース及びリース料総額が300万円以下のファイナ

ンス・リース取引を除きます。)

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

容易に換金可能であり、かつ、価値変動が僅少なもので、3か月以内に満期日が到来する流動性の高い投資。ただし、一般会計等及び全体においては、桑名市会計規則において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等。

(8) 消費税等の会計処理

税込方式によっています。ただし、一部の連結対象団体(会計)については税抜方式によっています

(9) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(歳計現金等の保管方法として規定 した預金等をいいます。)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

- (10) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項
 - ① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品及び美術品については、取得価額又は見積価格が 50 万円以上の場合に資産と して計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね 10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

- 2 重要な会計方針の変更等
- (1) 会計方針の変更 該当事項なし
- (2) 表示方法の変更 該当事項なし

- (3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更 該当事項なし
- 3 重要な後発事象
- (1) 主要な業務の改廃 該当事項なし
- (2) 組織・機構の大幅な変更 該当事項なし
- (3) 地方財政制度の大幅な改正 該当事項なし
- (4) 重大な災害等の発生 該当事項なし
- 4 偶発債務
- (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況 該当事項なし
- (2) 係争中の訴訟等 該当事項なし
- 5 追加情報
- (1) 連結対象団体(会計)

区 分 連結の方法(比例連結割合)

【地方公営企業会計】

水道事業会計 全部連結

【一部事務組合・広域連合】

愛知県後期高齢者医療広域連合(一般会計)比例連結(1.00%)愛知県後期高齢者医療広域連合(特別会計)比例連結(0.80%)東三河広域連合比例連結(12.00%)

【地方三公社】

土地開発公社 全部連結

【第三セクター等】

公益財団法人崋山会全部連結株式会社あつまるタウン田原全部連結

株式会社グリーンエナジーたはら

全部連結

(2) 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。